

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-01		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	管理運営費（子ども家庭総合センター）		部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀	
			担当者名	蜂谷	内線	3911	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	管理運営費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和	2年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区子ども家庭総合センター条例			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	子ども及び家庭に係る総合的な支援を行うことにより、区民が安心して子どもを生み育てることができる家庭環境及び地域社会の形成に寄与することを目的とする。						
対象者等	主に区内の18歳未満の児童とその保護者						
内容	子ども家庭総合センターは、児童福祉法第12条第1項の規定に基づく児童相談所であり、下記の業務を行う。 <input checked="" type="radio"/> 子ども及び家庭に係る総合的な相談、調査、指導等に関する業務 <input checked="" type="radio"/> 子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連絡及び調整に関する業務 <input checked="" type="radio"/> その他区長が必要と認める業務						
経過	令和2年4月1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和2年7月1日 児童相談所業務の開始						
必要性	児童虐待に関わる支援は、発生防止から相談、一時保護、家庭復帰まで、切れ目ない一貫したものであることが必要なため、その拠点となる児童相談所の設置の必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	児童福祉法第12条第1項に基づく児童相談所として事業を推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							-	38,721
決算額 (2年度は見込み)							-	38,721
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						需用費	光熱水費、消耗品費等	16,533
						役務費	ごみ処理券	501
						委託料	法定点検委託料等	19,088
						使用料及び賃借料	公用車賃借料等	2,178
						備品購入費	備品購入・補充費	421

行政コスト計算書	勘定科目	30年度	元年度	差額	勘定科目	30年度	元年度	差額
	給与関係費		0		地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	扶助費				分担金及び負担金			
	補助費等				使用料及び手数料			
	減価償却費				その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額		0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	0
	その他行政費用				金融収支差額 (d)			
	行政費用合計 (b)	0	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	0
	特別費用 (g)				特別収入 (f)			
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	0	

備考

問題点・課題

安定した児童相談所業務の運営を図るため、中長期的な専門人材の確保・育成が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			計画的な所内研修及び外部研修への参加により、人材の育成を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	実施区：世田谷区、江戸川区

議会議事録(要旨)の状況

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	児童相談所設置準備事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀		
		担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-94-97	社会的養護体制整備費					
	01-94-98	児童相談所準備事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	29年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和2年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、児童家庭相談の増加・内容の複雑化とともに、一時保護所の保護件数の増加や保護期間の長期化など、相談対応が困難さを増していることを踏まえ、子どもを守るための児童相談体制をより一層充実させるため、荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）を設置する。						
対象者等	区内の子ども及び家庭						
内容	<p>荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）は、従来より区が実施している「子ども家庭支援センター機能」と東京都が担っている「児童相談所機能」の両機能を併せ持ち、すべての子どもと家庭に対して一貫した支援を行う。</p> <p>○開設時期：令和2年4月</p> <p>※一時保護や児童福祉施設等への入所措置など児童相談所機能の開始は令和2年7月</p> <p>○所在地：荒川区荒川1-50-17</p> <p>○建物規模：地上4階建（延床面積2,065.25㎡程度）</p>						
経過	<p>平成28年 5月 児童福祉法改正（特別区の児童相談所設置が可能になる。）</p> <p>平成29年 6月 基本設計等業務委託契約締結</p> <p>平成29年 6月 児童相談所開設に向けた計画書案について都との協議開始</p> <p>平成29年12月 実施設計業務委託契約締結</p> <p>平成30年10月 建設工事契約締結</p> <p>平成30年11月 工事着手</p> <p>平成31年 4月 厚生労働省に対し「児童相談所設置市」として政令指定することを要請</p> <p>令和元年 8月 児童福祉法施行令改正（区が児童相談所設置市となる。）</p> <p>令和 2年 2月 竣工</p> <p>令和 2年 4月 子ども家庭総合センター開設</p>						
必要性	児童虐待に関わる支援は、発生防止から相談、一時保護、家庭復帰まで、切れ目ない一貫したものであることが必要なため、その拠点となる児童相談所の設置の必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
休止・完了	休止・完了	令和2年4月に子ども家庭総合センターを開設し、7月からは児童相談所業務を開始したため、本事業は完了する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額			-	-	29,357	593,372	1,336,182	0
決算額 (2年度は見込み)			-	-	26,169	510,364	1,200,839	0
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
08報償費	人材コーディネーター謝礼等	2,082	08報償費	人材コーディネーター謝礼等	1,529			
11需用費	消耗品等	632	11需用費	初度調弁消耗品等	19,806			
13委託量	実施設計業務委託等	54,481	13委託料	工事監理業務委託等	55,362			
14使用料及び賃借料	派遣職員用住宅家賃等	2,129	15工事請負費		778,885			
15工事請負費		447,700	17公有財産購入費	児童相談所用地買戻し費	311,363			
19負金補助及び交付金等	視察旅費等	3,343	18備品購入費	初度調弁備品	28,472			
			19負金補助及び交付金等	視察旅費等	5,422			

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	120,598	209,990	89,392	地方税	0	0	0
	物件費	6,180	89,813	83,633	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	100	100	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	2,090	2,081	▲9	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	91	208	117
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	91	208	117
	賞与・退職給与引当金繰入額	17,075	33,326	16,251	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲145,852	▲363,499	▲217,647
	その他行政費用	0	28,397	28,397	金融収支差額(d)	▲1,402	▲4,037	▲2,635
	行政費用合計(b)	145,943	363,707	217,764	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲147,254	▲367,536	▲220,282
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲147,254	▲367,536	▲220,282	

備考 行政費用の8割以上を設置準備のための職員人件費にあたる給与関係費が占めており、その他として視察旅費等の物件費や人材コーディネーター謝礼等の補助費がかかっている。その他行政費用は、児童相談所外構工事経費であり、行政収入その他は、児童相談所派遣職員用住宅使用料等である。

- 問題点・課題
- ・東京都及び特別区間の連携体制を確保する必要がある。
  - ・高度な専門性を有した質の高い職員の確保、育成といった体制の構築が必要である。
  - ・里親の登録拡大や児童養護施設の誘致など、社会的養護の体制整備が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	整理された課題について、都及び特別区で協議を進めていく。	区の児童相談所開設に向けて都区で具体的な協議を進めた。	—
②	高度な専門性を有した質の高い職員を確保及び育成するため、採用及び派遣研修を実施する。	他自治体への長期的な派遣研修の他に、短期的な派遣研修も実施した。経験者等専門性の高い職員を採用した。	—
③	里親の登録拡大に向けた啓発事業を実施するとともに、児童養護施設の誘致について検討を進めていく。	里親に関する普及啓発事業を実施した。また、児童養護施設の誘致に向けた準備を開始した。	—

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状	平成30年度9月会議 (町田議員) 専門人材の確保・育成及び財源確保について 平成30年度11月会議 (北城議員) 児童相談所設置に向けた着実な準備について 平成30年度2月会議 (横山議員) 子ども家庭支援センターの児童相談所への統合について 平成30年度2月会議 (小坂(英)議員) 児童虐待被害者へのカウンセリングについて 平成30年度2月会議 (小坂(英)議員) 児童虐待加害者へのカウンセリングについて
-----------	--

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-03		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	相談・診断事業		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	小堀
			担当者名	蜂谷		内線	3911
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-01	相談事業費					
	01-02-02	診断指導費					
	01-02-06	児童相談所システム運用管理費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和	2年度	根拠				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	児童虐待など深刻な状況に置かれている児童に関する通告や連絡・相談に応じ、要保護児童等の適切な保護・支援を行うとともに、児童の安定した養育環境を確保する。						
対象者等	主に区内の18歳未満の子どもとその保護者						
内容	<p><b>【相談事業】</b></p> <p>①養護相談（虐待相談、養育困難、迷子に関する相談）</p> <p>②保健相談（一般的健康管理に関する相談）</p> <p>③障害相談（愛の手帳含む知的障害、ことばの遅れ、肢体不自由、重症心身障害に関する相談等）</p> <p>④非行相談（ぐ犯行為、触法行為）</p> <p>⑤育成相談（不登校、性格行動、しつけ相談等）</p> <p>⑥里親に関する相談等</p> <p><b>【診断指導業務】</b></p> <p>上記の相談にあたり、心理診断等が必要と判断された場合に行う。</p> <p><b>【令和2年7月1日時点の職員配置】</b></p> <p>児童福祉司：27名、児童心理司：13名（他自治体からの派遣受入を含む）</p>						
経過	<p><b>【子ども家庭支援センターにおける相談件数】</b></p> <p>令和元年度：1,147件 （虐待328件、養育困難217件、保健6件、障害8件、非行0件、育成73件、その他515件）</p> <p>平成30年度：1,123件 （虐待281件、養育困難204件、保健4件、障害4件、非行0件、育成76件、その他554件）</p> <p>平成29年度：1,216件 （虐待284件、養育困難256件、保健5件、障害4件、非行1件、育成81件、その他585件）</p>						
必要性	本事業は児童福祉法に規定されている市町村（特別区を含む）及び児童相談所の業務であり必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
重点的に推進	重点的に推進	児童福祉法に規定されている事業として重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							-	48,292
決算額 (2年度は見込み)							-	48,292
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						報償費	弁護士謝礼等	19,548
						需用費	プリンタトナー代	276
						役務費	児童移送費等	7,833
						委託料	医療費支払審査事務委託料等	20,635

行政コスト計算書	勘定科目	30年度	元年度	差額	勘定科目	30年度	元年度	差額
	給与関係費		0		地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	扶助費				分担金及び負担金			
	補助費等				使用料及び手数料			
	減価償却費				その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額		0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	0
	その他行政費用				金融収支差額 (d)			
	行政費用合計 (b)	0	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	0
	特別費用 (g)				特別収入 (f)			
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	0	

備考

問題点・課題

児童の安定した養育環境の確保が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	個々のケースに合った相談援助活動を実施する。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
	実施区：世田谷区、江戸川区

議会議事録(要旨)

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	里親制度運営事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀			
		担当者名	蜂谷	内線	3911			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-05	里親制度運営事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input checked="" type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和	2年度	根拠	児童福祉法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営					
目的	児童福祉法第11条第1項第2号ト及びチに基づき、里親に関する普及啓発及び里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと等を目的とする。							
対象者等	主に区内の里親及び里親登録を検討している家庭							
内容	<p>【里親支援事業】 里親の普及啓発、里親への相談援助、里親委託の調整等の業務を総合的に実施する。 委託先：社会福祉法人 二葉保育園</p> <p>【里親委託交流事業】 適切な委託にむすびつけるため、委託候補児童と候補家庭が委託前に交流を行い、その経費の一部を補助する。（宿泊なし：1,000円/日、宿泊あり：2,300円/日）</p> <p>【里親養育力向上総合プログラム事業】 里親研修及び里親への里親関連情報の提供を総合的に実施する。（東京都が東京養育家庭の会に委託し、その経費の一部を区が負担する。）</p>							
経過	【登録家庭数（R2.4.1時点）】 養育家庭：8家庭							
必要性	本事業は、児童福祉法第11条第1項第2号ト及びチに基づき、児童相談所設置市が行わなければならない業務である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 里親支援事業については委託する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	登録養育家庭数（家庭）	8	8	8	10	20	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進	推進	児童福祉法に規定されている事業として推進する。						

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
予算額						—	51,600	
決算額 (2年度は見込み)						—	51,600	
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						報償費	普及啓発講演会講師謝礼	248
						需用費	普及啓発パンフレット印刷費等	1,710
						役務費	普及啓発講演会広告料等	57
						委託料	里親支援機関事業業務委託等	46,233
						使用料及び賃借料	普及啓発講演会会場使用料等	88
						負担金補助及び交付金	里親養育力向上総合プログラム等	3,161
						扶助費	レスパイト・ケア事業等	103

行政コスト計算書	勘定科目	30年度	元年度	差額	勘定科目	30年度	元年度	差額
	給与関係費		0		地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	扶助費				分担金及び負担金			
	補助費等				使用料及び手数料			
	減価償却費				その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額		0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0
	その他行政費用				金融収支差額(d)			
	行政費用合計(b)	0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	0	0
	特別費用(g)				特別収入(f)			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	0	0	

備考

問題点・課題  
 実親による養育が困難な子どもについて、家庭養育優先の観点から、区内の里親を増やす必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	積極的な広報や相談会の実施など、登録里親を増やすための取組みを進める。
②			
③			

他区の実況  
 (実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)  
 実施区：世田谷区、江戸川区

議会質問状況(要旨)



# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	一時保護事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀		
		担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-08	一時保護所事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和	2年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	児童福祉法第33条の規定に基づき、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することを目的とする。						
対象者等	原則、区内の概ね2歳から18歳未満の児童						
内容	(1) 定員、入所児童の年齢：10名（概ね2～18歳） (2) 一時保護所の環境 子どもの権利擁護が図られ、個々の子どもが安心・安全な環境で過ごせるよう個室を設けるとともに、家庭的な雰囲気となるよう生活空間はユニット形式としている。また、学習や運動など様々な活動ができるスペースを設けている。 (3) 子どもたちの生活 年齢差や問題の違いがあることから、年齢に応じて、起床から就寝に至る間の基本的な日課を立てている。 (4) 職員の勤務体制 児童指導員・保育士は、夜勤を含む交代制のローテーション勤務とし、日中は学習支援員や、健康管理等を行う看護師、心理士を配置している。						
経過	令和2年4月1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和2年5月11日 東京都からの一時保護受託の開始 令和2年7月1日 児童相談所業務の開始						
必要性	児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため必要である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 )						
指   標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	児童福祉法第33条の規定に基づく事業として推進する。					

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
予算額						-	47,188	
決算額 (2年度は見込み)						-	47,188	
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						需用費	児童用日用品等	3,006
						役務費	児童用理髪料等	152
						委託料	厨房調理業務委託費等	42,248
						使用料及び賃借料	児童用寝具類賃借料等	733
						備品購入費	備品購入・補充費	1,049

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費		0	地方税			
	物件費			国庫支出金			
	維持補修費			都支出金			
	扶助費			分担金及び負担金			
	補助費等			使用料及び手数料			
	減価償却費			その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			行政収入合計 (a)	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	
	その他行政費用			金融収支差額 (d)			
	行政費用合計 (b)	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	
	特別費用 (g)			特別収入 (f)			
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	

備考

一時保護所においては、子どもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
	実施区：世田谷区、江戸川区
議会議事録(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	児童保護委託等事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀		
		担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（2年度）	01-07-01	国基準経費（児童養護施設）					
	01-07-02	グループホーム事業費					
	01-07-03	養育家庭等委託事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和	2年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童が適切に養育される体制の確保を目的とする。						
対象者等	主に区内の18歳未満の児童						
内容	下記の施設等に入所している児童の生活に係る費用及び施設の職員配置等に係る費用を支弁する。 【対象施設等（入所等児童数（R2.7.1時点））】 ・乳児院（8名） ・児童養護施設（24名） ・里親（5名） ・ファミリーホーム（2名） ・自立援助ホーム（0名）						
経過	令和2年4月1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和2年7月1日 児童相談所業務開始						
必要性	児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で養育するために必要である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	児童福祉法第27条第1項第3項の規定に基づく事業として推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							-	-
決算額 (2年度は見込み)							-	-
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
			—	—	—	扶助費	里親制度に係る保険料等	230
						扶助費	国基準経費等	411,470

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	勘定科目		30年度	元年度	差額
	行政費用	給与関係費			0		地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計 (a)	0	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額				0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	0	0
その他行政費用						金融収支差額 (d)				
行政費用合計 (b)			0	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	0	0
特別費用 (g)					特別収入 (f)					
特別収支差額 (f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	0	0	

備考

施設等に入所している児童の生活に係る費用及び施設の職員配置等に係る費用を適正に支弁する必要がある。  
 問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	施設等に入所している児童の生活に係る費用及び施設の職員配置等に係る費用の適正な支弁に努める。
②			
③			

他区の実況  
 (実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)  
 実施区：世田谷区、江戸川区

議会議事録  
 (要旨)

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	児童自立支援施設事務委託費	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀		
		担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-07-07	児童自立支援施設事務委託費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和 2 年度	根拠	児童福祉法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等	年度				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする（児童福祉法第44条）。						
対象者等	主に区内の12歳～15歳の中学生年齢の児童						
内容	児童福祉法第35条第2項及び児童福祉法施行令第36条の規定により、都道府県（児童相談所設置市）は、児童自立支援施設を設置しなければならないとされているが、区においては、人材確保・育成や施設整備の観点から、児童相談所設置に合わせて当該施設を設置することが困難であるため、児童自立支援施設に関する事務の管理及び執行を東京都に委託し、委託事務の管理及び執行に要する経費を負担する。入所児童に係る費用については、区が措置した児童の割合に応じて、施設管理等に係る費用については児童人口の割合に応じて負担する。  【都立児童自立支援施設（R2.7.1時点の入所児童数）】 誠明学園（2名） 萩山実務学校（1名）						
経過	令和2年3月13日 荒川区の児童自立支援施設に係る事務の委託について議決 令和2年4月1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和2年7月1日 児童相談所業務の開始（事務委託開始）						
必要性	児童福祉法第35条第2項及び児童福祉法施行令第36条の規定により設置が義務付けられている施設であるため必要である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 地方自治法第252条の14の規定に基づき、東京都に委託する。						
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	児童福祉法第35条第2項及び児童福祉法施行令第36条の規定に基づく事業として推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							—	9,808
決算額 (2年度は見込み)							—	9,808
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						負担金補助及び交付金	児童自立支援施設事務委託費	6,568
						扶助費	児童保護費等	3,240

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費		0	地方税			
	物件費			国庫支出金			
	維持補修費			都支出金			
	扶助費			分担金及び負担金			
	補助費等			使用料及び手数料			
	減価償却費			その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			行政収入合計 (a)	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0		行政収支差額 (a) - (b) = (c)	0	0	
	その他行政費用			金融収支差額 (d)			
	行政費用合計 (b)	0	0	通常収支差額 (c) + (d) = (e)	0	0	
	特別費用 (g)			特別収入 (f)			
	特別収支差額 (f) - (g) = (h)	0	0	当期収支差額 (e) + (h)	0	0	

備考

問題点・課題

必要経費の確認及び負担額算定のため、東京都から提出された資料を適正かつ効率的に確認する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	適正かつ効率的な事務の執行に取り組む。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
	実施区：世田谷区、江戸川区
況(要旨)	議会質問状

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	民間社会福祉施設サービス推進費 負担金	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀		
		担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（2年度）	01-07-08	民間社会福祉施設サービス推進費負担金					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和	2年度	根拠				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	民間社会福祉施設の特性和創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、区民の多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と社会福祉施設利用者の福祉の向上を図る。						
対象者等	乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム						
内容	<p>民間社会福祉施設における事務費及び事業費の一部について、東京都が補助し、区はそのうち措置児童数等の割合に応じて按分した金額を負担する。</p> <p>【基本補助】 施設種別、施設規模別に、区として望ましいサービス水準の確保に必要な経費を「利用者一人あたりの単価」により補助する。</p> <p>【努力・実績加算補助】 利用者の状況、施設における新たな取組・努力及び実績（実態）に基づき設定した各加算において月額単価により補助する。</p>						
経過	<p>令和2年4月1日 荒川区子ども家庭総合センター開設</p> <p>令和2年7月1日 児童相談所業務開始</p>						
必要性	民間社会福祉施設の特性和創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、区民の多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と社会福祉施設利用者の福祉の向上を図るために必要な事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指  標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	児童養護施設入所児童等の福祉の向上を図る事業として推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							-	48,926
決算額 (2年度は見込み)							-	48,926
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						共同金補助及び交付金	乳児院	7,041
							児童養護施設	40,999
							自立援助ホーム	886

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費		0	地方税			
	物件費			国庫支出金			
	維持補修費			都支出金			
	扶助費			分担金及び負担金			
	補助費等			使用料及び手数料			
	減価償却費			その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			行政収入合計 (a)	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	
	その他行政費用			金融収支差額 (d)			
	行政費用合計 (b)	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	
	特別費用 (g)			特別収入 (f)			
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	

備考

問題点・課題  
 区民の多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と社会福祉施設利用者の福祉の向上を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			区民の多様なニーズに対応した福祉サービスの確保のため、東京都と連携を図る。
②			
③			

他区の実況  
 (実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)  
 実施区：世田谷区、江戸川区

議会議決要旨



事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-09		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	社会的養護体制強化事業費負担金		部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀	
			担当者名	蜂谷	内線	3911	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-07-10	社会的養護体制強化事業費負担金					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和	2	年度	根拠			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	児童福祉施設の特長と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と入所している子ども等の福祉の向上を図る						
対象者等	乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム						
内容	<p>児童福祉施設の人的配置等に係る経費の一部を補助する。                  なお、施設等からの申請や交付決定、交付は東京都が行い、区は措置児童数等の割合に応じて按分した金額を負担する。</p> <p>(1) グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業 (2) 専門機能強化型児童養護施設事業                  (3) 自立支援強化事業 (4) 乳児院の医療体制整備事業 (5) 乳児院の家庭養育推進事業                  (6) ジョブ・トレーニング事業 (7) 児童養護施設等職員宿舎借り上げ支援事業                  (8) 施設と地域との関係強化事業 (9) 社会的養護処遇改善加算対応研修事業                  (10) 育児指導機能強化事業 (11) 医療機関等連携強化事業                  (12) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 (13) 児童養護施設等体制強化事業</p>						
経過	令和2年4月1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和2年7月1日 児童相談所業務開始						
必要性	自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と入所している子どもの福祉の向上を図るために必要な事業である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	児童養護施設入所児童等の福祉の向上を図る事業として推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							-	32,079
決算額 (2年度は見込み)							-	32,079
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						共同金補助及び交付金	専門機能強化型児童養護施設事業費	32,079

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費		0	地方税			
	物件費			国庫支出金			
	維持補修費			都支出金			
	扶助費			分担金及び負担金			
	補助費等			使用料及び手数料			
	減価償却費			その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			行政収入合計 (a)	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	
	その他行政費用			金融収支差額 (d)			
	行政費用合計 (b)	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	
	特別費用 (g)			特別収入 (f)			
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	

備考

問題点・課題

多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と入所している子ども等の福祉の向上を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			引き続き児童福祉施設の人的配置等に係る経費の一部を補助により、入所児童の福祉の向上を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
	実施区：世田谷区、江戸川区

議会議決要旨

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-10		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	障害児入所支援		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	小堀
			担当者名	蜂谷		内線	3911
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-07-12	障害児入所支援費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）			<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和	2	年度	根拠	児童福祉法		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	児童福祉法第24条の2もしくは第27条第1項第3号等に基づき、障害児施設に入所する子どもの施設利用に係る費用の一部を区が負担するものである。						
対象者等	主に区内の18歳未満の子どもとその保護者 ※施設入所している児童が18歳以降も必要があれば、満20歳に達するまで児童相談所で取り扱うことを延長できる。						
内容	<p>障害児施設の利用は原則利用者と施設との契約制度に基づいている。入所にあたっては、「障害児入所給付費」を保護者が区に申請し、支給決定の際に区が児童相談所長の意見を聴かなければならない（児福法第24条の3）とされている。支給決定された児童には受給者証が発行され、施設利用に際しての一定の負担を除いた額が、区から施設に支払われる。</p> <p>ただし、下記のような場合には措置入所となり、施設には措置費が支払われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合</li> <li>2. 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準じる状態である場合</li> <li>3. 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合</li> </ol> <p>【施設種別】①福祉型施設 ②医療型施設 ※医療型施設入所児童には医療費も支給される</p>						
経過	<p>【利用者数（R2.7.1時点）】</p> <p>①福祉型施設：契約5名、措置3名 ②医療型施設：契約1名</p>						
必要性	施設に入所して生活することが必要な子どもとその保護者に対する必要な支援である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 )						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	施設入所が必要な児童とその保護者に対する必要な支援として推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							-	41,049
決算額 (2年度は見込み)							-	41,049
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						扶助費	給付費	23,171
							措置費	17,878

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費		0	地方税			
	物件費			国庫支出金			
	維持補修費			都支出金			
	扶助費			分担金及び負担金			
	補助費等			使用料及び手数料			
	減価償却費			その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			行政収入合計 (a)	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	
	その他行政費用			金融収支差額 (d)			
	行政費用合計 (b)	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	
	特別費用 (g)			特別収入 (f)			
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	

備考

問題点・課題  
障害児施設に入所する子どもの施設利用に係る費用の一部を区が負担するにあたり、適正に事務処理を実施する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			適正な事務処理を実施するため、児童の状況及び施設の利用状況等の的確な把握に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
	実施区：世田谷区、江戸川区

議会議事録(要旨)

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	一時保護委託費	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀		
		担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-07-13	一時保護委託費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和	2年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	児童福祉法第33条の規定に基づき、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することを目的とする。						
対象者等	原則、区内の18歳未満の児童						
内容	<p>次に掲げる理由により、他区等で一時保護を委託することが適当と判断される場合には、児童養護施設、里親等に児童の一時保護を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でない判断される幼児の場合</li> <li>●自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合</li> <li>●児童の抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、より専門的な機関において対応することが見込まれる場合</li> <li>●これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合 等</li> </ul>						
経過	令和2年4月1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和2年7月1日 児童相談所業務の開始						
必要性	本事業は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため必要である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指   標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	児童福祉法第33条の規定に基づく事業として推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							-	16,938
決算額 (2年度は見込み)							-	16,938
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						扶助費		16,938

行政コスト計算書	勘定科目	30年度	元年度	差額	勘定科目	30年度	元年度	差額
	給与関係費		0		地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	扶助費				分担金及び負担金			
	補助費等				使用料及び手数料			
	減価償却費				その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額		0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	0
	その他行政費用				金融収支差額 (d)			
行政費用合計 (b)	0	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	0	
特別費用 (g)				特別収入 (f)				
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	0	

備考

問題点・課題

委託先の環境、設備又は児童や保護者の状況等を十分勘案し、その児童に最も適した者に一時保護を委託する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			児童に最も適した者に一時保護を委託するため、施設等委託先との連携を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
	実施区：世田谷区、江戸川区

議会議事録(要旨)

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-12	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	養育家庭等自立援助事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀		
		担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-07-05	養育家庭等自立援助事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和	2年度	根拠				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	養育家庭又はファミリーホームに措置された児童につき、満年齢による措置解除後における社会的自立の促進を図ることを目的とする。						
対象者等	養育家庭又はファミリーホームに措置された児童のうち、18歳に達した日からその日の属する年度の翌年度の4月1日までの間（以下「対象期間」という。）に措置解除された児童及び対象期間後に措置解除された児童						
内容	養育家庭等が、満年齢により措置解除となった児童に対し、社会的自立に向けた相談援助を行う。 【援助内容】 生活支援、就学相談、就労支援 【経費補助】 区は、月2回以上援助を行った養育家庭等に対し、事業の実施に係る経費を補助する。 補助単価：6,000円／月（1人当たり）						
経過	令和2年4月1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和2年7月1日 児童相談所業務の開始						
必要性	養育家庭又はファミリーホームに措置された児童について、満年齢による措置解除後における社会的自立の促進を図るため、必要な事業である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	養育家庭等に措置された児童の措置解除後における社会的自立促進を図るための事業として推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							-	72
決算額 (2年度は見込み)							-	72
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						補助金	養育家庭等自立援助事業	72

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費		0	地方税			
	物件費			国庫支出金			
	維持補修費			都支出金			
	扶助費			分担金及び負担金			
	補助費等			使用料及び手数料			
	減価償却費			その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			行政収入合計 (a)	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	
	その他行政費用			金融収支差額 (d)			
	行政費用合計 (b)	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	
	特別費用 (g)			特別収入 (f)			
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	

備考

問題点・課題  
養育家庭等が満年齢により措置解除となった児童に対し、継続的に相談援助を行える環境を整備する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	対象養育家庭等に対し、事業の趣旨を説明し、協力を依頼する。
②			
③			
他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)		
実施区	実施区：世田谷区、江戸川区		
議会議決要旨			



# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	自立援助促進事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀		
		担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-07-09	自立援助促進事業費負担金					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input checked="" type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input checked="" type="radio"/> 令和	2年度	根拠				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	児童養護施設等から退所し就職や進学をする際、またはアパートなどへ入居する場合に、保護者等からの援助を期待できない子どもに対して、施設長や養育家庭等が身元保証や連帯保証を行うことにより子ども等の社会的自立の促進を図る。						
対象者等	適切な保証人がおらず、区が児童福祉法第27条第1項第3号による措置等したまたは保護を受けている子ども、または受けていた子ども等						
内容	<p>児童養護施設等から退所し就職や進学をする際、またはアパートなどへ入居する場合に、保護者等からの援助を期待できない子どもに対して、施設長や養育家庭等が身元保証や連帯保証を行うことによりそれらの子ども等の社会的自立の促進を図る。また、保証人となった施設長等が補償を行う必要が生じた場合にはこれに代わって補償する。</p> <p>なお、本事業は東京都が東京都社会福祉協議会に委託して実施しており、区は対象となる子どもの利用実績に応じて費用を負担する。</p> <p>【対象者詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設及び児童自立支援施設措置児童</li> <li>・養育家庭及びファミリーホーム委託児童</li> <li>・児童自立援助ホーム入居児童</li> <li>・その他児童福祉施設措置児童</li> <li>・社会的養護自立支援事業利用者</li> </ul>						
経過	令和2年4月1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和2年7月1日 児童相談所業務の開始						
必要性	自立に際し、保護者等からの援助が期待できない子どもを支援する施設や養育家庭の負担軽減を図るため必要な事業である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 )						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度		3年度					
推進	推進		児童養護施設等から退所した児童の社会的自立の促進を図るための事業として推進する。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							-	410
決算額 (2年度は見込み)							-	410
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						負担金	保証金分負担額	395
							事務費分負担額	15

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費		0	地方税			
	物件費			国庫支出金			
	維持補修費			都支出金			
	扶助費			分担金及び負担金			
	補助費等			使用料及び手数料			
	減価償却費			その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			行政収入合計 (a)	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	
	その他行政費用			金融収支差額 (d)			
	行政費用合計 (b)	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	
	特別費用 (g)			特別収入 (f)			
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	

備考

児童養護施設等から退所する子どもの社会的自立の促進を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			児童養護施設等から退所する子どもの社会的自立の促進を図るため、児童養護施設等との連携強化を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
	実施区：世田谷区、江戸川区

議会議事録(要旨)

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀		
		担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-07-11	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費					
事務事業の種類	● 新規事業（● 2年度 ○ 元年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 ● 令和	2 年度	根拠				
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● 無	年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的	児童養護施設等におけるケア単位の小規模化等入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修を実施することにより、入所している子ども等の生活向上を図ることを目的とする。						
対象者等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、特定非営利活動法人、里親、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者						
内容	1. 児童養護施設等の環境改善 対象者が実施する下記事業について、その費用の一部を補助する。 (1) 小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品購入を行う事業 (2) 入所児童等の生活向上を図るため、児童の安全確保のために必要な備品の購入や更新、設備の購入や更新及び改修を行う事業 2. ファミリーホーム等開設支援 対象施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入に係る費用の一部を補助する。 3. 耐震物件への移転支援 耐震性に問題のある賃貸物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用の一部を補助する。						
経過	令和2年4月1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和2年7月1日 児童相談所業務の開始						
必要性	児童養護施設入所児童等の生活向上を図るため、児童養護施設等に対し養育環境の改善に要する経費を補助する必要がある。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 )						
指  標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	児童養護施設入所児童等の生活向上を図る事業として推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							-	16,000
決算額 (2年度は見込み)							-	16,000
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
						補助金	児童養護施設等の環境改善	16,000

行政コスト計算書	勘定科目	30年度	元年度	差額	勘定科目	30年度	元年度	差額
	給与関係費		0		地方税			
	物件費				国庫支出金			
	維持補修費				都支出金			
	扶助費				分担金及び負担金			
	補助費等				使用料及び手数料			
	減価償却費				その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額		0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	0
	その他行政費用				金融収支差額 (d)			
行政費用合計 (b)	0	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	0	
特別費用 (g)				特別収入 (f)				
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	0	

備考

問題点・課題

児童養護施設等におけるケア単位の小規模化等入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するため必要な改修等を実施するため、実情にあった補助項目及び限度額を設定する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	実情にあった補助項目及び限度額を検討する。
②			
③			

他区の実況 (要旨)	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
	児童相談所を設置する世田谷区と江戸川区で実施。
議会議事録 (要旨)	

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事			
事務事業名	児童虐待防止対策事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀				
		担当者名	蜂谷	内線	3911				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-03	児童虐待防止対策事業費							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	18年度	根拠	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区要保護児童対策地域協議会要綱					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画					
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市						
	政策	03	子育てしやすいまちの形成						
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営						
目的	児童虐待の予防、早期発見、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ることを目的とする。								
対象者等	区内の18歳未満の子どもとその保護者、妊婦								
内容	<p>【要保護児童対策地域協議会】 要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等に関する情報及び要保護児童等への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。</p> <p>【啓発活動】 児童虐待防止や虐待通告に関する啓発活動を行う。</p>								
経過	<p>H19. 2 荒川区要保護児童対策地域協議会設置 H19. 10 児童虐待への対応を強化するため、先駆型子ども家庭支援センター（総合相談、地域組織活動等の従来機能に加え、児童虐待の予防と早期発見、見守り機能を付加）に移行 H19 児童生徒への虐待防止カードの配布、H21 虐待対応専門相談員の配置、虐待予防講演会 H22 虐待予防のためのグループミーティング（H25～27 コモンズ・アソシエーションプログラム実施） H23 機能強化：精神科医のスーパーバイズ、心理専門相談員配置 H25 虐待対策コーディネーターの配置及び虐待対策ワーカーの増配置 H27. 2 特定妊婦情報提供ガイドライン作成 H27. 4 子ども家庭支援センターが係から課となる、H30. 4 弁護士によるスーパーバイズ開始 R 2. 4 荒川区子ども家庭総合センター開設 R 2. 7 児童相談所業務の開始</p>								
必要性	児童福祉法の規定により要保護児童対策地域協議会の設置が必要である。								
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）								
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)	
	①	児童虐待防止講演会（子育て講演会）参加者数		68	62	42	50	70	
	②	虐待防止グループミーティング（はふタイム）参加者数		42	48	37	50	60	延べ人数
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
2年度		3年度							
重点的に推進		重点的に推進		児童福祉法第25条の2の規定に基づく要保護児童対策調整機関として事業を重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額	5,974	7,875	7,314	8,152	4,742	5,062	4,170
決算額(2年度は見込み)	5,242	6,488	4,510	3,788	4,028	3,634	4,170
実績の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
児童虐待新規件数(区・児相合計)	387	400	502	470	531	642	642
うち区児童虐待新規件数	235	241	303	284	281	328	-
児童虐待防止講演会参加者数	52	47	250(2回)	68	62	50	70
虐待防止グループミーティング参加者	37	40	39	42	48	37	48

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	スーパーバイザー謝礼・講師謝礼	1,244	報償費	スーパーバイザー謝礼・講師謝礼	1,489	報償費	スーパーバイザー謝礼・講師謝礼	1,935
需用費	虐待防止マニュアル・消耗品等	723	需用費	懸垂幕・消耗品等	312	需用費	啓発物品、マニュアル等	2,115
役務費	郵券	42	役務費	郵券	23	役務費	バス広告掲出料	32
委託料	養育支援訪問事業業務委託	1,999	委託料	養育支援訪問事業業務委託	1,796	使用料及び賃借料	講演会会場使用料等	88
使用料及び賃借料	子育て講演会会場使用料等	20	使用料及び賃借料	子育て講演会会場使用料等	14			

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	63,184	84,566	21,382	地方税	0	0	0
	物件費	2,785	2,145	▲640	国庫支出金	2,116	2,366	250
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,370	2,562	192
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,244	1,489	245	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	1	0	▲1
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,487	4,928	441
	賞与・退職給与引当金繰入額	6,573	15,319	8,746	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲69,299	▲98,591	▲29,292
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	73,786	103,519	29,733	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲69,299	▲98,591	▲29,292
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲69,299	▲98,591	▲29,292	

備考 行政費用では、相談体制強化のため職員を増員したことにより給与関係費が大幅に増えている。また、弁護士によるスーパーバイズや児童虐待に係る研修会の実施に伴う報償費として補助費等が増えている。行政収入は、子ども・子育て支援交付金(国庫・都支出金)である。

問題点・課題 要保護児童対策地域協議会における連携強化を図り、機動的に相談に対応できる体制を構築する。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	児童相談所設置を見据え、マニュアルの見直しを行う	虐待に気づくためのチェックリストの見直し等、マニュアル改訂の準備を行った	改定後のマニュアルは、各関係機関へ配布するとともに、通告時における活用方法等についても周知していく
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨(質問状) 平成26年6月会議(吉田議員) 居所不明児童への対応について  
 平成27年9月会議(町田議員) 児童相談所の区移管の進捗状況について  
 平成28年9月会議(斉藤(邦)議員) 里親の担い手を増やす体制と目標を持つこと  
 平成28年11月会議(吉田議員) 里親制度の理解と普及啓発

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	24時間・365日体制強化事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀			
		担当者名	海老原	内線	3912			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-07	24時間・365日体制強化事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	20 年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営					
目的	児童虐待相談や子育て相談に迅速に対応し、子どもを虐待から守る体制を強化するため、通報者や相談者からの電話を 24 時間 365 日確実に受け付けることのできる体制を確保する。							
対象者等	＜児童相談所虐待対応ダイヤル（189）＞関係機関や近隣住民等 ＜あらかわキッズ・マザーズコール24＞区民かつ妊産婦及び18歳未満の子どもを持つ保護者							
内容	<p>＜あらかわキッズ・マザーズコール24＞フリーダイヤル 0120-536-883                  妊娠や子育てに関する相談について、24時間365日電話対応を行う。最初に看護師が電話で相談の内容を聞き、内容によって臨床心理士等との相談につなげる。                  対応は原則匿名かつ即答で行うが、相談者が区への相談引継ぎを希望した場合、虐待が疑われる場合、相談者への支援が必要な場合（メンタルヘルス、ひとり親等）には、必要な情報の収集を行う。</p> <p>【令和元年度相談件数実績 5,851件】                  ＜児童相談所虐待対応ダイヤル（189）＞令和2年7月より運用開始                  夜間及び閉庁日の日中帯に、児童相談所全国ダイヤルより転送された児童虐待通報及び児童相談に関する電話に対応する。児童虐待の通報相談に従事した経験を有する者（児童福祉司等）が聞き取りを行い、すべての入電について区に報告する。</p>							
経過	平成20年度 事業開始 平成27年度 対象年齢を6歳までの児童から、18歳未満の児童と対象年齢を拡大し事業実施 令和2年7月 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）運用開始							
必要性	身近に相談できる人がいない育児家庭等が、いつでも相談できる窓口があることにより、子育てに関する不安の解消を図ることができる事業として必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 令和2年度の契約に当たっては、プロポーザル方式により事業者を選定。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	電話相談件数（年間）	7,995	7,305	5,851	6,000	7,000	あらかわキッズ・マザーズコール24
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続 妊娠や子育てについて、身近に相談できる窓口として必要であり、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		2,955	4,656	4,656	4,656	4,656	4,699	12,870
決算額(2年度は見込み)		2,955	4,656	4,656	4,656	4,656	4,699	12,870
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	相談件数	8,003	9,332	9,552	7,995	7,305	5,851	6,000
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	電話育児相談業務委託	4,656	委託料	電話育児相談業務委託	4,699	委託料	電話対応業務委託	12,870
							・児童相談所虐待対応ダイヤル(189)	
							・あらかわキッズ・マザーズコール24	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	793	842	49	地方税	0	0	0
	物件費	4,656	4,699	43	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,328	2,349	21
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,328	2,349	21
	賞与・退職給与引当金繰入額	82	153	71	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,203	▲3,345	▲142
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,531	5,694	163	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲3,203	▲3,345	▲142
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲3,203	▲3,345	▲142

備考

行政費用は、電話育児相談業務委託料としての物件費が大部分を占めている。行政収入は、子供家庭支援区市町村包括補助事業(都支出金)である。

問題点・課題

相談の約85%が健康相談(症状・治療、医療機関案内)となっている。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	継続して周知を行うことで、妊娠や子育てについての不安解消を図り、子育て家庭の支援に取り組む。	区報掲載や案内チラシの配布を継続して実施した。	子ども家庭総合センターの開設にあわせ、相談・通告時の連絡先について周知を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)			
		世田谷区「せたがや子育てテレフォン」平日午後5時～10時、土・日・祝日午前9時～午後10時 直営で保健師が対応、類似事業：横須賀市子育てホットライン、・東京消防庁「救急相談センター#7119」、厚生労働省「小児救急電話相談事業#8000」		

況(要旨)	議会質問状



# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-17	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	ショートステイ事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀			
		担当者名	西	内線	3911			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-09-01	ショートステイ事業費						
事務事業の種類	● 新規事業（● 2年度 ○ 元年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 ● 平成 ○ 令和	18 年度	根拠	児童福祉法、子育て短期支援事業実施要綱、荒				
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● 無	年度	法令等	川区ショートステイ事業実施要綱等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、当該児童について、短期間の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。							
対象者等	1. 区内に在住する2歳以上義務教育終了前までの児童及び保護者（ショートステイ事業、協力家庭ショートステイ事業） 2. 区内に在住する0歳及び1歳の児童及び保護者（乳幼児ショートステイ事業）							
内容	1. 対象者 次のいずれかの事由に該当する者で、他に養育する者がいない者 (1) 保護者の疾病 (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等 (3) 出産、看護、事故等 (4) 冠婚葬祭、出張、学校行事参加等の社会的事由 2. 利用期間 7日以内（2歳児以上のショートステイのみ日帰り利用可） 3. 申込方法 原則として利用日の3ヶ月前から3日前 4. 定員 ショートステイ事業：原則3人、乳幼児ショートステイ事業：原則1人、協力家庭：原則1人 5. 基本負担額（1人1日当たり） ・ ショートステイ事業：2,600円（住民税非課税世帯1,300円、生活保護世帯0円）、 ・ 乳幼児・協力家庭 ショートステイ事業：3,000円（住民税非課税世帯1,500円、生活保護世帯0円）							
経過	平成18年 2月 ハイツ尾竹内にショートステイ専用室設置。18年6月から事業開始 平成18年12月 事業の弾力的な運用として日帰り利用を開始 平成20年 4月 受入児童の年齢を「3歳以上」から「2歳以上」に引き下げ 平成24年 4月 受入児童の年齢を中学校就学前から義務教育終了前まで引き上げ 平成25年 4月 受付期間を利用日の5日前から3日前に短縮 平成26年 4月 交通費の上限を1日当たり500円に改正 平成27年 5月 利用申請書等の様式を見直し、利用取消欄を追加 平成28年 3月 乳幼児ショートステイ事業を開始（日本赤十字社医療センター附属乳児院に委託） 平成30年10月 区の委託を受けて保護者に代わり一時的に児童を養育する「協力家庭」でのショートステイ事業を開始							
必要性	児童福祉法で市町村で実施する努力義務が規定されている。保護者が疾病・出産・冠婚葬祭等一時的に養育が困難な場合の対応として、区として必須の事業である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） ○ ショートステイ事業：母子生活支援施設ハイツ尾竹設置者 社会福祉法人東京都福祉事業協会に委託 ○ 乳幼児ショートステイ事業：日本赤十字社医療センター附属乳児院（渋谷区広尾）に委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用児童数（延べ泊数）	155	129	107	120	200	ショートステイ事業
	②	利用児童数（延べ泊数）	30	70	57	83	100	乳幼児ショートステイ事業
③	利用児童数（延べ泊数）		63	204	360	360	協力家庭ショートステイ事業	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
重点的に推進	重点的に推進	児童福祉法において市町村が実施する事業として規定されており、家庭で一時的に養育困難となった児童の養育環境の確保のため、重点的に推進していく。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		8,338	8,928	13,644	13,807	16,011	16,156	19,797
決算額(2年度は見込み)		8,338	8,872	13,584	13,570	11,605	13,368	19,797
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	ショートステイ延べ利用日数	175	323	212	155	129	107	120
	乳幼児ショートステイ延べ利用日数	-	2	46	30	70	57	83
	協力家庭ショートステイ延べ利用日数	-	-	-	-	63	204	360
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	ショートステイ事業運営委託	5,837	委託料	ショートステイ事業運営委託	6,368	委託料	ショートステイ事業運営委託	8,736
委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	5,144	委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	5,111	委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	7,269
需用費	協力家庭チラシ等用紙	0	需用費	協力家庭チラシ等用紙	0	需用費	協力家庭チラシ等用紙	50
役務費	賠償責任保険料	57	役務費	賠償責任保険料	98	役務費	賠償責任保険料	142
委託料	協力家庭委託費	567	委託料	協力家庭委託費	1,791	委託料	協力家庭委託費	3,600

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
行政費用	給与関係費	2,378	6,568	4,190	地方税	0	0
	物件費	11,548	13,270	1,722	国庫支出金	492	821
	維持補修費	0	0	0	都支出金	693	1,688
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	57	98	41	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,185	2,509
	賞与・退職給与引当金繰入額	247	1,190	943	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲13,045	▲18,617
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	14,230	21,126	6,896	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲13,045	▲18,617
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲13,045	▲18,617	

備考 行政費用は、ショートステイ事業業務委託料である物件費が大部分を占めている。補助費等は、協力家庭ショートステイ事業における賠償責任保険料である。行政収入は、子ども・子育て支援交付金(国庫及び都支出金)及び子供家庭支援区市町村包括補助事業(都支出金)である。

問題点・課題 ①ショートステイを初めて利用する場合は、利用前に施設において保護者及び児童の面接が必要となっている。また、人員配置の課題から、緊急に預ける必要があっても受け入れることが困難となっている。  
②協力家庭の在住する地区が偏在しているため、送迎できる園・学校が限られている。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	協力家庭ショートステイの利用者のニーズと登録協力家庭の状況を鑑みて、31年度以降は、限定要件を緩和して実施する。	養育家庭体験発表会や福祉まつり等で協力家庭の募集チラシを配布するとともに区報に掲載し、事業の周知を幅広く行った。	継続して周知活動を行うとともに、協力家庭に対する研修等の実施も検討していく。
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議  
会  
質  
問  
状  
況  
(  
要  
旨  
)

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	10-06-18		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	養育支援訪問事業		部課名	子ども家庭総合センター	課長名	小堀		
			担当者名	西	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-04	養育支援訪問事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	19年度	根拠	荒川区養育支援訪問事業実施要綱、荒川区安心子育て訪問事業費補助金交付要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	育児に不安があり周囲から十分な支援が得られない家庭を、委託事業者のヘルパーや地域の育児支援活動団体のボランティアが訪問し、傾聴や育児・家事支援等を行うことにより、育児不安や孤立化の解消を図る。							
対象者等	子育て不安が強く、子育てへの周囲の協力や親族の支援を得ることが困難で、自ら支援制度を活用することが難しい家庭。							
内容	<p>&lt;養育支援訪問事業（育児家事支援ヘルパー派遣）&gt; 虐待や養育困難など、子どもに対するリスクが高い18歳未満の子どもがいる家庭に対し、区が支援が必要であると判断した場合に、家事や育児を支援するヘルパーを派遣する。</p> <p>&lt;安心子育て訪問事業&gt; 子育て不安を抱えながら周囲に協力者がいない、また、自ら支援制度を活用することができず、孤立しがちな0歳から未就学児がいる家庭を区が決定し、支援団体が作成した支援計画を踏まえて支援者（ボランティア）が訪問し、子育て不安を解消する。支援が終了した後も地域資源を活用できるよう、地域で育児支援を行っている団体（荒川区要保護児童対策地域協議会の構成団体）と協力して実施する。</p>							
経過	<p>&lt;養育支援訪問事業（育児家事支援ヘルパー派遣）&gt; H19.10 事業開始</p> <p>&lt;安心子育て訪問事業&gt; H27.6 事業開始 H31.4 補助団体を新たに1団体承認し、2団体での実施となる。</p>							
必要性	虐待や養育困難などリスクの高い家庭や育児不安が強い家庭に対し、リスク軽減や育児不安の解消のため、協働による育児家事支援を行う事業として必要性は高い。							
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>補助事業（安心子育て訪問事業） 委託事業（養育支援訪問事業（育児家事支援ヘルパー派遣））</p>							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	訪問家庭数	56	32	38	60	60	訪問家庭数（実数）
	②	ボランティア訪問回数	127	82	95	270	270	訪問回数（延数）
③	育児家事支援ヘルパー派遣回数	381	266	249	320	320	訪問回数（延数）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続		虐待や養育困難などリスクの高い家庭や育児不安が強い家庭を対象とした育児支援事業として必要であり、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		-	2,345	3,225	1,978	1,043	1,909	4,377
決算額 (2年度は見込み)		-	493	666	929	760	1,110	4,377
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
訪問家庭数 (安心子育て)			2	35	56	32	38	60
ボランティア訪問回数 (安心子育て)			22	57	127	82	95	270
育児家事支援ヘルパー派遣回数		513	638	315	381	266	249	320

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助及び交付金	コーディネート等経費	372	負担金補助及び交付金	コーディネート等経費	499	委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	2,455
	ボランティア活動費・交通費	166		ボランティア活動費・交通費	179	負担金補助及び交付金	コーディネート等経費	686
	講座実施経費	57		講座実施経費	122		ボランティア活動費・交通費	556
	事務費・通信費・賃借料	165		事務費・通信費・賃借料	310		講座実施経費	198
							事務費・通信費・賃借料	482

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,189	1,095	▲ 94	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	347	700	353
	維持補修費	0	0	0	都支出金	374	700	326
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	760	1,110	350	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	721	1,400	679
	賞与・退職給与引当金繰入額	124	198	74	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,352	▲ 1,003	349
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,073	2,403	330	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,352	▲ 1,003	349
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,352	▲ 1,003	349	

備考 行政費用は、運営団体への補助金である補助費等が大部分を占めている。行政収入は、子ども・子育て支援交付金（国庫及び都支出金）である。

問題点・課題 自ら支援制度を利用できない家庭にアプローチするため、対象者に支援の必要性和メリットを理解してもらう必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たに承認した補助団体とも連携を強化し、育児支援に取り組んでいく。	支援対象者の年齢に対応できる団体を活用し、利用につなげることで育児負担の軽減を図った。	支援終了後も地域での支援につながるような体制を構築する必要がある。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	全く同じ事業をしている区はないが、家庭を訪問し育児支援を行うという類似事業は各区で実施している。
議会(要旨)質問状	平成26年6月会議 研修を受けたボランティアが家庭を訪問し、保護者の悩みを聞く等の取り組みを実施してはどうか